

第3回尼崎市地域公共交通会議において協議が調っていることの証明書

平成27年10月20日付第3回尼崎市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

■ 合意事項

(1) 『尼崎市営バス事業の廃止及び阪神バス株式会社への路線移譲について』

(理由等)

市域のバス路線の大部分を運行する尼崎市営バスの運行廃止後においても阪神バス株式会社が当該路線の移譲を受け、継続して運行することからバス交通サービスの維持、確保を図ることが可能であると考えます。

(2) 『クリームスキミング対応について』

(理由等)

今回の路線移譲に伴うクリームスキミング的運行が懸念される路線について、協議した結果、当該クリームスキミングに該当する路線はないことについて、確認された。

なお、移譲後、路線の変更等行われた場合には、その都度、本会議において協議、検証等を行うことが確認された。

平成27年10月20日

尼崎市地域公共交通会議

会長 瓦田 太賀四

